

北区まちづくり懇話会の役割と今後の懇話会について

1 北区まちづくり懇話会について（要綱抜粋）

(1) 懇話会の目的および開催（第1条）

区民の参画によって、北区のまちづくりビジョンに基づく、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について意見交換を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進するために、開催する。

(2) 所掌事務（第3条）

懇話会は、区のまちづくりビジョンに基づく、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について意見交換を行い、その内容を北区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

2 まちづくり懇話会の役割について

(1) これまでのまちづくり懇話会について

- ・平成24年度に政令市に移行した際は、大区役所制を想定しており、ビジョンについても幅広い分野の課題に取り組んでいく姿勢で策定された。策定後、まちづくり懇話会は、区民のニーズを捉えビジョンに基づくまちづくりを推進するための意見交換の場として設置されたものである。
- ・その後の社会情勢の変化や組織改編により区役所でできることは縮小されたものの、平成29年度に設置されたまちづくりセンターが区民のニーズを把握するようになった。その際、まちづくり懇話会の委員は分野毎の代表として就任を依頼し、区の現状や課題、それに基づく必要な事業について意見をいただいた。

(2) 第5期のまちづくり懇話会について

- ・ビジョンの計画期間最終年度は令和4年度（1年延長）としており、5区それぞれで今年度にビジョンの検証を実施。北区では、検証における地域団体等からの意見聴取で浮かび上がった課題および課題への対応について、各専門分野の代表である懇話会委員の皆様から専門的なご意見をいただきたい。

(3) 今後のまちづくり懇話会について

- ・北区としての10年を振り返ると、北区だけでは解決できない課題がある中で、それを北区と本庁とが連携して、北区の課題解決につなげていきたい。その際に、課題の把握や調査の手法に対する助言、市・区・区民ができることの整理、課題解決に向けた方向性・手法の検討についてまちづくり懇話会で意見交換をいただき、整理した上で、区民のニーズを的確に本庁に伝え、課題解決へと導きたい。

